

グルメ菊池認定要綱

令和4年2月14日

告示第48号

令和6年9月25日

告示第261号

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市内で地産地消料理を提供する飲食店等のうち、グルメ菊池認定を希望する飲食店等の認定に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、グルメ菊池認定とは、菊池市内で地産地消料理を提供する飲食店等のうち、景観との調和を意識し、先駆性、地域密着度、清潔感及び名物料理等を活かして、自ら積極的に情報発信を行い、観光集客による地域活性化に寄与する飲食店等を、市長が認定することをいう。

(対象)

第3条 グルメ菊池認定の対象となる飲食店等は、菊池市内において、日本標準産業分類の大分類M—宿泊業、飲食サービス業のうち中分類75宿泊業を営み食事を提供する者、中分類76飲食店及び中分類77持ち帰り配達飲食サービス業並びに大分類I卸売業、小売業のうち中分類58食料品小売業を営む者とし、創業予定の者を含むものとする。

(認定申請)

第4条 グルメ菊池認定を希望する飲食店等は、グルメ菊池認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(審査会)

第5条 前条の規定による申請を審査するために、グルメ菊池認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第6条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) グルメ菊池認定に関する関係書類の審査及び認定に関すること。
- (2) グルメ菊池認定取消しに関する関係書類の審査に関すること。
- (3) その他グルメ菊池認定及び取消しに係る調査及び検討に関すること。

(組織)

第7条 審査会は、次に掲げる者のうちから5人以内の審査員によって組織する。

- (1) 経済部長
- (2) 商工振興課長
- (3) 農政課長
- (4) その他市長が必要と認める者

2 会長は、経済部長をもって充て、審査会を統括する。

3 審査会は、必要に応じ、会長が招集する。

(認定基準)

第8条 審査会におけるグルメ菊池認定の基準は、別表のとおりとする。

(審査結果)

第9条 市長は、審査会の審査結果に基づき認定又は不認定を決定し、グルメ菊池認定審査結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(認定の辞退)

第10条 認定店は、認定を辞退するときは、グルメ菊池認定辞退届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第11条 市長は、認定店が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、審査会で審査の上、グルメ菊池認定取消通知書(様式第4号)により認定の取消しを行うことができる。

- (1) 前条の規定による認定辞退の届出があったとき。
- (2) 認定店の営業を終了したとき。
- (3) 虚偽の認定申請により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (4) グルメ菊池認定基準に該当しなくなったとき。
- (5) 消費者の信頼又は地場製品のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が認定を取り消すべきと認めるとき。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、経済部商工振興課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（菊池市告示 第 261 号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後のグルメ菊池認定要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表(第8条関係)

グルメ菊池認定基準（評価項目）

重要度	評価項目	審査の視点
1	地産地消	菊池基準の食材を使用するなど、地産地消に取り組んでいるか。
2	景観との調和	店舗の外観等は、本市の景観を損なわないものか。地域の賑わいに繋がるか。
3	情報発信	自ら積極的な情報発信をしているか。
4	先駆性・密着度等	新規店舗 先駆性のあるジャンルか。 既存店舗 地元に密着した店舗か。 店舗の名物(おすすめ)はあるか。
5	その他	衛生管理を徹底し、清潔感の維持等に努めているか。

評価配点					
項目 \ 評価	評価できる	やや評価できる	標準的	やや劣る	劣る
地産地消	20	15	10	5	1
景観との調和	10	8	5	3	1
情報発信	10	8	5	3	1
先駆性・密着度等	5	4	3	2	1
その他	5	4	3	2	1

※ 5段階評価により採点し、50点満点中30点以上を認定とする。

※ 新規創業店舗は先駆性、既存店舗は地元密着度を採点する。